

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

○給油取扱所におけるガソリン販売時の安全対策について

令和元年7月18日に京都府京都市伏見区内の京都アニメーションスタジオにおいて、多数の死傷者を生むこととなった極めて重大な人的被害を伴う爆発火災が発生しました。本火災の詳細については、管轄の消防本部等において現在調査中ですが、現場付近のセルフ式ガソリンスタンドからガソリンを購入し、そのガソリンを使用して火を付けたと報道されています。

○総務省消防庁では

ガソリンを携行缶で販売する場合は、消防法令に適合した容器を用いて行うなど法令順守を徹底するとともに、購入者に対して身分証の確認や使用目的の問いかけ、当該販売記録の作成等を石油連盟及び全国石油商業組合連合会に対して要請をしました。

○消防本部では

当消防本部管内の給油取扱所におけるガソリン販売時の安全対策を推進するため、管内の給油取扱所関係者に対して、ガソリンを携行缶で販売する場合は次に掲げる項目について確認するように要請をしましたので、ガソリンスタンドを利用する皆様のご理解とご協力をお願いします。

- 1 消防法令に適合した容器の使用の確認
- 2 身分証（運転免許証など）による確認
- 3 ガソリンの使用目的（草刈り・発電機など）の問いかけ
- 4 販売記録の作成（販売日時、購入者の氏名等、購入目的及び販売量等の記録）
- 5 不審者発見時の通報への対応

ガソリン携行缶を正しく使う6つのポイント（PDF）

ガソリン・軽油・灯油の買い置きに関する防火安全上の注意事項（PDF）